都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 萢 敏

渡 辺 弘 司

地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への 優先的な接種について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡及び同事務 連絡(その2)がなされましたのでご連絡いたします。

本件は、内閣総理大臣からの指示を踏まえ、厚生労働省子ども家庭局、文部科学省、警察庁、消防庁から自治体に対して、保育所等の職員や学校の教職員、警察職員、消防職員及び消防団員の新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)を促進するよう事務連絡等が出されている旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会お よび関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

(参考)

「追加接種の速やかな実施について(その2)」(令和4年2月1日付(健Ⅱ522F))

各 〈 都 道 府 県 保健所設置市 〉 衛生主管部(局)御中 特 別 区

厚生労働省健康局健康課予防接種室

地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への 優先的な接種について

「追加接種の速やかな実施について(その2)」(令和4年1月31日付け事務連絡)において、予約枠に空きがあれば、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたいこと、また、接種間隔を短縮した一般対象者への追加接種を進めるに当たっては、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討いただきたいことを周知したところです。

こうした中、2月7日に内閣総理大臣から関係閣僚に対し、

- ・特に保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、教職員や保育士などに対 する積極的な接種促進を都道府県や市町村に対して働きかけること
- ・警察官、消防職員への接種を進めることについて指示が出されたところです。

上記内閣総理大臣の指示を踏まえ、厚生労働省子ども家庭局、文部科学省、警察庁からそれぞれ、都道府県・市区町村の各主管部(局)等に対し、各都道府県等の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図りつつ、保育所等の職員や学校の教職員、警察職員への接種を円滑かつ迅速に進めてほしい旨、別添1~3のとおり事務連絡等が出されています。

貴部(局)におかれましては、上記事務連絡等についてご了知のうえ、各主管部 (局)等から新型コロナワクチン接種について相談等がなされた場合、各自治体の実 情を踏まえた上で適切に対応いただきますようお願いします。

(添付資料)

- ・「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」(令和4年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室・同局保育課・同局家庭福祉課・同局子育て支援課事務連絡)(別添1)
- ・「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」(令和4年2月7日付け文部科学省初等中等教育局所等中等教育企画課事務連絡)(別添2)
- ・「新型コロナワクチンの速やかな追加接種について(通達)」(令和4年2月7日付け警察庁丁教厚発第131号)(別添3)

事 務 連 絡 令和4年2月7日

各 都道府県 市区町村 保育主管部(局) 地域子ども・子育て支援事業主管部(局) 民生主管部(局) 認可外保育施設主管部(局)

> 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室 厚生労働省子ども家庭局保育課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について

目下、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながら、保育提供を始めと する児童福祉サービスの維持に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般のオミクロン株による感染拡大により、保育所等においても児童や職員の 感染者数が増加するとともに、それに伴い臨時休園する保育所数も増加している ところですが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種(以下「3 回目接種」という。)については、発症予防効果の回復等が示唆されていることか ら、地域の保育提供、児童福祉サービス機能の維持のためにも、希望する保育 所、放課後児童クラブ等の職員に対して可能な限り速やかに実施することが重要 であると考えています。

保育所については、令和4年2月2日付けの事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる関連事務連絡(濃厚接触者の待機解除、抗原定性検査キットの発注、追加接種における優先接種)の周知について」において周知している「追加接種の速やかな実施について(その2)」(令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)(別添)において、予約枠に空きのある自治体においては、2回目接種から6か月以上が経過した一般対象者についても3回目接種の前倒しを行っていただきたいこと、その際、一部自治体の取組例も参考としつつ、自治体の判断で社会機能を維持するために必要な事業の従業者等に優先的に接種を行うことを検討していただきたいこと、社会機能を維持するために必要な事業として、保育事業等が含まれていること等についてお示しをしているところです。

こうした中、本日、内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、保育所や学校での 感染が拡大している実態を踏まえ、保育士などの職員に対し、積極的に3回目接 種を促進することを働きかけるよう指示があったところです。 子どもの感染が増えていることに鑑みれば、保育所の職員だけでなく、子どもに接する施設・事業等の職員である、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員、児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員並びに認可外保育施設の職員についても、同様に積極的な3回目接種の促進の対象としていただきたいと考えています。

貴課におかれましては、保育所、放課後児童クラブ等の職員の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう、以下の点にも留意しつつ、市区町村内の3回目接種の担当と連携し、接種を希望する保育所、放課後児童クラブ等の職員が早期に接種することができるよう尽力していただくとともに、必要に応じ、各都道府県等の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくようお願いします。

なお、本事務連絡は、厚生労働省健康局健康課予防接種室とも協議の上で発出 している点申し添えます。

記

- 積極的な3回目接種の対象は、保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業及び延長保育事業の職員、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ及び児童厚生施設の職員、児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業の職員並びに認可外保育施設の職員(以下「保育所、放課後児童クラブ等の職員」という。)とすること。
- 3回目接種の予約枠に空きがある場合については、一般対象者についても、 ①2回目接種を完了した日から6か月以上経過②18歳以上③日本国内で初回接 種(1回目・2回目接種をいう。以下同じ。)又は初回接種に相当する接種 (※)を完了という3つの要件を満たせば接種することができること。保育 所、放課後児童クラブ等の職員は、自治体の判断で、社会機能を維持するため に必要な事業の従業者等として優先的に接種を行うことを検討する対象に該当 し得ること。
 - ※ 海外で2回接種、海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種、在日 米軍従業員接種で2回接種、製薬メーカーの治験等で2回接種(ただし、我が国で薬 事承認されているファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ 社ワクチンのいずれかを接種している場合に限る。)
- 3回目接種に係る接種券を有していない場合であっても、接種を行うことは 可能であること。
 - ※ 詳細の運用は「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」(令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を参照

○ 保育所等については、3回目接種のため又は当該接種の副反応により保育所等の職員が出勤できない場合については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」(令和2年2月25日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の取扱いを適用し、人員の基準に関し、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で柔軟に取り扱うことができること。

以上

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業 について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL:03-5253-1111 (内線4852, 4854)

FAX : 03 - 3595 - 2674

E-mail: hoikuka@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課 後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL:03-5253-1111 (内線4965, 4966)

 $\begin{array}{c} \text{FAX}: \ 0\ 3-3\ 5\ 9\ 5-2\ 7\ 4\ 9 \\ \text{E-mail}: \\ \underline{\text{kosodateshien@mhlw.go.jp}} \\ \underline{\text{clubsenmon@mhlw.go.jp}} \end{array}$

(児童養護施設等の社会的養育関係施設・事業について)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL:03-5253-1111 (内線4867, 4868)

FAX: 03-3595-2663E-mail: kateihukushi@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL:03-5253-1111 (内線) 4838

FAX: 03-3595-2313 E-mail: ninkagaihoiku@mhlw.go.jp 教職員の新型コロナワクチンの追加接種について、内閣総理大臣の指示を踏まえた依頼事項等についてまとめましたので、お知らせします。

事務連絡

各都道府県・指定都市教育委員会担当課各都道府県教育委員会専修学校主管課各都道府県教育委員会専修学校主管課各都道府県私立学校主管部課所属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教職員の新型コロナワクチンの追加接種について

今般の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大の中、各学校の状況に応じて臨時休業とする対応が増加しています。学校の教育活動の継続の観点からも、希望する教職員に対して可能な限り速やかに新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)を実施することが重要です。

先般、「追加接種の速やかな実施について(その2)」(令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚生労働省事務連絡」という。)が発出され、厚生労働省から各都道府県等に対して、追加接種の予約に余裕のある自治体においては、2回目接種から6か月以上が経過した一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたいこと、その際、一部自治体の取組例も参考としつつ、自治体の判断で社会機能を維持するために必要な事業の従業者等に優先的に接種を行うことを検討していただきたいこと等について依頼をしているところです。

こうした中、本日、内閣総理大臣から文部科学大臣に対して、学校の教職員について、積極的な接種促進を働きかけるよう指示がありました。

貴課におかれては、下記事項及び厚生労働省事務連絡に御留意の上、それぞれの所管に属する学校の教職員の追加接種が迅速かつ円滑に進められるよう、必要に応じ相互に連携を図りつつ、各都道府県等の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくようお願いします。

併せて、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

1. 教職員等への追加接種について

・ 学校の教職員(非常勤を含む。以下同じ。)は、積極的な追加接種の対象であること

学校の教職員は、自治体の判断で、社会機能を維持するために必要な事業の従業 者等として優先的に接種を行うことを検討する対象に該当し得ること

個々の自治体の状況に応じて、教員業務支援員やスクールカウンセラー等の支援 スタッフ等を含めることも考えられること

2. 追加接種の実施手順について

- ・ 初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から6か月以上の間隔 をおいて実施すること
- ・ 追加接種の実施時までに市町村が接種券を発行することが困難な場合の例外的措置について「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」(令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)で示されていることから、これを踏まえて適切に対応すること

また、接種券が届いていない状態で接種を受けた教職員に係る情報の共有が適切 に図られるよう、衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な連携を図っていただ きたいこと

3. その他

・ 追加接種に伴い教職員に副反応が出た場合には、「地方公務員についての新型 コロナワクチン接種に係る考え方について(通知)」(令和3年5月28日付け文 部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)を踏まえる等により、適切 に対応いただきたいこと

(添付資料)

- ・「追加接種の速やかな実施について(その2)」(令和4年1月31日付け厚生労働省 健康局健康課予防接種室事務連絡)(別添1)
- ・「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)(別添2)
- ・「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」(令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)(別添3)

・「地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について(通知)」(令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)(別添4)

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- ○公立学校の教職員に関すること 初等中等教育局初等中等教育企画課(内 4678)
- ○私立学校の教職員に関すること 高等教育局私学部私学行政課(内 2533)
- ○国立大学附属学校の教職員に関すること 総合教育政策局教育人材政策課(内 3498)
- ○公立大学附属学校の教職員に関すること 高等教育局大学振興課(内 3370)
- ○幼稚園の教職員に関すること 初等中等教育局幼児教育課(内 3136)
- ○高等専修学校の教職員に関すること 総合教育政策局生涯学習推進課(内 2939)

内閣府:03-5253-2111(代表)

○認定こども園の保育教諭等に関すること 子ども・子育て本部認定こども園担当(内 38446)

事 務 連 絡 令和4年1月31日

各 市 町 村 衛生主管部(局)御中 特 別 区

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種の速やかな実施について(その2)

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)及び「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡①」という。)において、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示しするとともに、「追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡②」という。)において、追加接種を速やかに実施するために留意すべき事項をお知らせしています。

今般、これらの事務連絡の運用について留意すべき事項を整理しましたので、 下記のとおりお知らせいたします。本事務連絡の内容について十分御了知の上、 関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1月事務連絡①の2においては、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過している、その他の一般の者(以下「一般対象者」という。)に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討するようお知らせしている。また、1月事務連絡②の3.においては、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点か

ら最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進めるようお知らせしている。

今般、追加接種の予約に比較的余裕のある自治体もあると伺っていることから、予約枠に空きがあれば、これらの事務連絡の運用として、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。この場合、初回接種から6か月以上が経過した者が、こうした運用の対象として可能な限り速やかに接種を受けることができるよう、接種券の送付を早期に行うこと。

また、こうした接種間隔を短縮した一般対象者への追加接種を進めるに当たっては、一部自治体の取組例(別添)も必要に応じて参考にしつつ、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討されたい。

以上

自治体の取組事例

自治体	優先的に接種を実施する時期・対象者
東京都	〇接種時期:令和4年1月19日~ 〇対象者:警視庁職員及び東京消防庁職員 (出典) https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/01/14/33.html
港区	〇接種時期:令和4年2月1日~ 〇対象者:公私立の子育て及び高齢者施設職員、教員及び学校職員、障害福祉サービス従事者、障害児通所支援従事者、介護サービス従事者及び区職員等 (出典)
練馬区	○接種時期:令和4年2月1日~ ○対象者:保育園、幼稚園、小中学校、学童クラブ、児童館などの子ども関連施設に勤める区内在住・在勤の18歳以上の方 (出典)
愛知県	○接種時期: 令和4年1月24日~ ○対象者: 看護学生、医学部生、幼稚園教職員、保育士、警察・消防職員、自衛隊員などのエッセンシャルワーカー及び高齢者等の入所・通所施設の利用者及びその従事者
広島県 三原市	○接種時期:令和4年1月27日~ ○対象者:三原市内にある学校等の従事者(保育所等・認定 こども園・地域型保育事業、放課後児童クラブ、幼稚園・ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の従事者) (出典) https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/coronavirus/136751.html

広島県 福山市	○接種時期:令和4年1月29日~○対象者:保育施設従事者、小学校教職員(放課後児童クラブ含む)、高齢者・障がい児通所サービス事業所の従事者○備考:集団接種会場に限る
広島県 竹原市	○接種時期:令和4月2月1日~ ○対象者:市内のこども関係施設(こども園・放課後児童クラブ等・障害児通所支援等事業所・小中学校等)の従事者、高齢者及び障害者の訪問・居宅サービス事業所の従事者
広島県 東広島市	○接種時期:令和4年1月下旬以降順次○対象者:保育士、教職員、介護・障害福祉サービス事業所の従事者、基礎疾患を有する方
高知県須崎市	○接種時期:令和4年2月~令和4年3月 ○対象者:保育園、幼稚園の職員、消防職員、警察職員、有 料老人ホームおよびデイサービス等施設従事者 (出典) https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=4161&hdnSKBN=A
北九州市	〇接種時期:令和4年3月第1週までに接種券送付 〇対象者:保育関連施設職員(保育士等)及び教職員 (出典) https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/k334_00026.html
沖縄県 石垣市	〇接種時期:令和4年2月1日~13日 〇対象者:保育士、保育教諭、支援員、事務員、調理員など 教育保育所の従事者

事 務 連 絡 令和3年11月26日

各 都道府県 市 町 村 衛生主管部(局)御中 特 別 区

厚生労働省健康局健康課予防接種室

例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して 新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種(以下「追加接種」という。)については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(5版)」(以下「自治体向け手引き」という。)において、接種券を活用した接種実施の事務運用をお示ししているところです。

他方、ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽接種を希望する者を募って接種を行う場合や、勤務先の医療機関で追加接種を受ける医療従事者や職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等、市町村(特別区を含む。以下同じ。)からの接種券発行を待つことが必ずしも適当ではない場合もあると考えられることから、このような場合の例外的な対応として、接種券が届いていない追加接種対象者に対して追加接種を実施する際の事務運用について、下記のとおりお示しいたします。

各市町村におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

接種券は、接種実施医療機関等が接種対象者であることを確認する上で必要なものであることから、接種券が届かない追加接種対象者(2回接種完了から原

則8か月以上経過した者)からの接種希望があった場合にも、まずは市町村への接種券発行申請を促すなど、引き続き、接種券を活用した接種実施を原則とするが、医療機関と当該医療機関の所在市町村での相談等を経て、接種券が届いていない追加接種対象者に対して追加接種を実施する場合には、2の事務運用に沿って接種を実施する。

2. 具体的な事務運用

- (1)接種当日の接種実施医療機関の事務
 - ① 被接種者に対して、接種券なしで接種する場合には、
 - ・ 住民票所在自治体から接種券が発行されたら、速やかに当該接種券を 接種実施医療機関又は職域接種事務局に持参する必要があること
 - ・ その際、接種当日に記入した予診票の内容を接種券一体型予診票に転 記する作業を指示する可能性があること を予め伝達する。
 - ② 接種券部分が印字されていない予診票(A)(別紙1)を用いて予診を行い、追加接種を実施する。この際、予診票(A)には、接種券部分以外の必要事項をすべて記入するとともに、ワクチン名・ロット番号の欄にワクチンメーカーから送付されるロット番号等が記されたシール(以下「ロット番号シール」という。)を貼付する。
 - ③ 接種後、接種記録書(別紙2)(※)及び記入が完了した予診票(A)の写し(B)を被接種者に対して交付する。この際、当該写し(B)にロット番号シールを貼付する。
 - (※)被接種者が接種済証の交付を希望する場合には、被接種者による接種券の提出時に、接種記録書の内容を接種済証に転記することが考えられる。
 - ④ 記入が完了した予診票(A)と残りのロット番号シールは、接種実施医療機関又は職域接種事務局が保管する。
- (2)被接種者による接種券提出時の接種実施医療機関又は職域接種事務局の事務
 - ア 住民票所在自治体から発行された接種券が、接種券一体型予診票の様式であった場合
 - ① 被接種者に対し、(1) ④で保管していた予診票(A) 又は(1) ③で 交付していた予診票の写し(B) を参照し、当該予診票(A) 又は写し(B) の被接種者記入欄の記載内容を接種券一体型予診票(C) に転記するよ う依頼する。

- (※)接種券部分の破損や紛失のおそれがあることから、接種券一体型 予診票から接種券部分を切り取って、予診票(A)に貼付するといっ た取扱いは行わないこと。
- ② 接種実施医療機関は、被接種者の転記作業につづき、当該接種券一体型予診票(C)の医師記入欄に予診票(A)の記載内容を転記(※)する。この際、ワクチン名・ロット番号欄に(1)④で保管していた残りのロット番号シールを貼付するとともに、当該接種券一体型予診票(C)が転記後のものであることがわかるよう、住所欄の右端に「(写)」と記入すること。(記載場所については、別紙3参照。)
 - (※) 転記作業は、医師の指示のもと、医師以外の者が実施することと しても差し支えない。
- ③ 関係者が転記内容を事後的に確認できるようにする観点から、必要に応じて、当該接種券一体型予診票(C)の写しを2部(D1、D2)作成し、1部(D1)は接種実施医療機関又は職域接種事務局が保管し、1部(D2)は被接種者に交付する。
- ④ 転記が完了した接種券一体型予診票(C)は、VRS 読み取り等を実施した後、費用請求を行うため、市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会に提出する。
- イ 住民票所在自治体から発行された接種券が、接種券(兼)接種済証(シール型)の様式であった場合
 - ① 被接種者が持参した接種券(兼)接種済証の接種券シールを(1)④ で保管していた予診票(A)に貼付する。
 - ② 接種券シールを貼付した予診票(A)の写し(E)を作成し、保管する。 この際、(1)④で保管していた残りのロット番号シールを当該写し(E) に貼付する。
 - ③ 接種券シールを貼付した予診票(A)は、VRS 読み取り等を実施した後、費用請求を行うため、市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会に提出する。

(参考1) アの場合において最終的に各関係者が保管することとなる書面

接種実施	・接種当日に記入した予診票(ロット番号シールあり)【A】	
医療機関	・転記が完了した接種券一体型予診票の写し(ロット番号シ	
	ールなし)【D1 (任意)】	
被接種者	・接種当日に記入した予診票の写し(ロット番号シールあり)	
	[B]	
	・転記が完了した接種券一体型予診票の写し(ロット番号シ	
	ールなし)【D2 (任意)】	
	• 接種記録書	
市町村	・転記が完了した接種券一体型予診票(ロット番号シールあ	
	9) [C]	

(参考2) イの場合において最終的に各関係者が保管することとなる書面

接種実施	・接種券シールを貼付した予診票の写し(ロット番号シール
医療機関	あり)【E】
被接種者	・接種当日に記入した予診票の写し(ロット番号シールあり)
	(B)
市町村	・接種券シールを貼付した予診票(ロット番号シールあり)
	[A]

※ アの場合における「接種当日に記入した予診票(ロット番号シールあり)」(A)及びイの場合における「接種券シールを貼付した予診票の写し(ロット番号シールあり)」(E)は、予防接種を行う医療機関が作成する必要がある診療録に該当することから、接種実施医療機関において、原則として5年間保存すること。

以上

(別紙1)

新型コロナワクチン接種の予診票(追加接種用) ※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。 ※左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに 都 道 市 \times 貼り付けてください 住民悪に 府 県 HT. 村 記載されて いる住所 フリガナ 雷話 番号 氏 名 生年月日 年 月 日生(満 歳) | 用・| 女 診察前の体温 度 分 (西暦) 質問事項 回答欄 医師記入欄 新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。 接種日(1回目: 玍 月 日、2回目: 年 月 日) □ はい □いいえ 接種を受けたワクチン(□いいえ 現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか。 | はい 『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。 □ はい □いいえ 現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 名:□心臓病 □腎臓病 □肝臓病 □血液疾患 □血が止まりにくい病気 □免疫不全 □ はい □いいえ □毛細血管漏出症候群 □その他()□その他(治療内容:□血をサラサラにする薬(最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名(□ はい □いいえ 今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状(□ いいえ □ はい □ はい けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。 □いいえ 薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 □いいえ | はい 薬・食品など原因になったもの(これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 □ はい □いいえ 種類() 症状(現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。 □ はい □ いいえ) 受けた日(□いいえ 2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類(| はい 今日の予防接種について質問がありますか。 □はい □いいえ 医師署名又は記名押印 以上の問診及び診察の結果、今日の接種は(可能 ・ 見合わせる) 医師記入欄 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医療機関 ○ 小児(6歳未満) () 時間外(受付時間 () 休日 ()予備① ()予備② 記入欄 ※該当する項目について、マークの形からはみ出さないように濃く塗りつぶしてください 新型コロナワクチン接種希望書 この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。 被接種者又は 日 このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会 保護者白署 及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。 (※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載) (※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署) ワクチン名・ロット番号 接種量 実施場所・医師名・接種年月日 ※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください 実施場所 医療機関等コード 医 師 記 ※枠に合わせてまっすぐに 接種年月日 ※記入例)4月1日→04月01日

貼り付けてください

(注)有効期限が切れていないか確認

医師名

2 0

年

ml

新型コロナワクチン接種記録書

Record of Vaccination for COVID-19

回目						
接種年		メーカー/Lot No.	 氏名 :			
	年	(シール貼付)	<u> </u> 住所 :			
月	日					
接種会	場					
			生年月日:	年	月	日
			 接種券番号:			

新型コロナワクチンの接種を受けた方へ

- この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

新型コロナワクチンに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
 - ⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
 - ➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、 厚生労働省ホームページをご覧ください。 右のQRコードからアクセスできます。



(別紙3)

新型コロナワクチン接種の予診票(追加接種用)

! (□予診のみ) 回目 種 ※太枠内にご記入またはチェック▽を入れてください。 請求先 ○○県○○市 123456 都 道 市 X 券 番 号 1234567890 住民悪に 府 県 町 村 厚生 ●●●●●●● 記載されて 氏 いる住所 (写) ここに記入 フリガナ) 雷話 231234561234567890 番号 氏 名 生年月日 年 月 日生(満 歳) □男・□女 分 診察前の体温 度 (西暦) 質問事項 回答欄 医師記入欄 新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。 接種日(1回目: 玍 月 日、2回目: 年 月 日) □ はい □いいえ 接種を受けたワクチン(□いいえ 現時点で住民票のある市町村と、接種券又は右上の請求先に記載されている市町村は同じですか。 | はい 『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。 □はい □いいえ 現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 名:□心臓病 □腎臓病 □肝臓病 □血液疾患 □血が止まりにくい病気 □免疫不全 □ はい □いいえ □毛細血管漏出症候群 □その他()□その他(治療内容:□血をサラサラにする薬(最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名() □ はい □いいえ 今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状(□いいえ □ はい □ はい けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。 □いいえ 薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 □いいえ □ はい 薬・食品など原因になったもの(これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 □ はい □いいえ 種類() 症状(現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。 □ はい □いいえ 受けた日(□いいえ 2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類(| はい □いいえ 今日の予防接種について質問がありますか。 □はい 医師署名又は記名押印 以上の問診及び診察の結果、今日の接種は(可能 ・ 見合わせる) 医師記入欄 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医療機関 ○ 小児(6歳未満) () 時間外(受付時間 () 休日 ()予備① ()予備② 記入欄 ※該当する項目について、マークの形からはみ出さないように濃く塗りつぶしてください 新型コロナワクチン接種希望書 この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。 被接種者又は 日 保護者白署 このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会 及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。 (※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載) (※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署) ワクチン名・ロット番号 接種量 実施場所・医師名・接種年月日 ※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください 実施場所 医療機関等コード 医 師 記 ※枠に合わせてまっすぐに 接種年月日 ※記入例)4月1日→04月01日 貼り付けてください 医師名 ml 2 0 (注)有効期限が切れていないか確認 年 日

事 務 連 絡 令和4年1月27日

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。)及び「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡」という。)において、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示しするとともに、「追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)において、追加接種を速やかに実施するために留意すべき事項をお知らせしています。

今般、追加接種の更なる促進のため、下記のとおり、改めて接種券の早期発行をお願いするとともに、早期発行が困難な場合の対応において留意すべき事項について、お知らせいたします。

各市町村(特別区を含む。以下同じ。)におかれましては、本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 接種券の早期発行について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかかつ円滑に接種を受けることができるよう、12 月事務連絡及び1月事務連絡の内容を踏まえ、早期に接種券

を発行すること。また、その際、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合に は順次、接種間隔を短縮することができるとしていることも踏まえ、接種対象者 が予約に要する期間も考慮した上で、接種券発行スケジュールを検討すること。

また、他市町村で2回接種をした後に転入してきた追加接種対象者等から、接種券の発行申請があった場合には、上記の発行スケジュールに応じて速やかに接種券を発行すること。なお、当該者の接種状況を確認する際には、費用請求事務に時間を要する可能性があることから、接種当日に記入した予診票が確認できない限り接種券を発行しないといった取扱いは行わず、VRS や接種済証等を活用して柔軟に対応すること。

2. 追加接種の実施までに市町村から接種券が接種対象者に到達していない場合の対応について

追加接種の実施時までに市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の内容に従って、追加接種を実施することを検討すること。

なお、同事務連絡に従って追加接種の事務を実施する場合は、以下の点に留意すること。

- ・ 同事務連絡に基づく転記作業は、接種実施医療機関や被接種者以外の者が実施しても差し支えなく、作業分担を柔軟に検討することが可能であること
- ・ 各都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)を経由しない住所地内接種の場合には、接種当日に記入した予診票と接種券一体型予診票をホッチキス止めして市町村に提出することとする等、市町村での審査に支障がない形で取り扱うことも差し付かえないこと
- ・ 各都道府県において、国保連と調整の上、費用請求支払事務に支障をきたさないと認められる場合には、当該国保連への提出分に限り、以下の①~③に留意の上、接種券一体型予診票から接種券部分を切り取って、接種当日に記入した予診票に貼付する取扱いとしても差し支えないこと
 - ① 国保連とは、切り貼りの位置・方法等について、具体的に調整し、管内医療機関への周知を徹底すること(例:接種券部分は、接種券(兼)接種済証(シール型接種券)と同様のサイズで切り取り、貼付の際には四隅をセロハンテープで確実に覆うとともに、接種券部分の上端からのセロハンテープのはみ出しを5mm程度以内に抑える等)
 - ② ①で定めた方法による切り貼りは、原則として当該都道府県以外の住民の 予診票については行わないこと。当該都道府県以外の住民の予診票について 切り貼りを行う場合は、当該住民の居住都道府県の国保連とも調整を行うこ

と。また、住所地内接種分の費用の請求支払を国保連に委託している場合は、 その取扱いについて、当該国保連と調整を行うこと。

③ 接種券部分のはがれや紛失等によって、国保連の費用請求支払事務に支障が生じた場合には、接種券を迅速に再発行する等、市町村の責任において対応すること

以上

総務省から、地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について通知が発出されていますので、お知らせいたします。

3 初初企第5号 令和3年5月28日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長 浅野、敦、行

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について(通知)

このたび、国家公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについて、人事院から別添のとおり人事院指令14-2(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)が発せられたことを踏まえ、総務省より、地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について、別添のとおり通知されましたので、送付いたします。

各教育委員会においては、本通知や「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)も参考にしていただき、適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

【連絡先】

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係 (電話) 03-5253-4111 (內線 2588)

総 行 公 第 4 6 号 令和 3 年 5 月 2 7 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) 各 指 定 都 市 総 務 局 長 (人事担当課扱い) 各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

総務省自治行政局公務員部 公務員課長 (公印省略)

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について(通知)

地方公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについては、これまで「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」(令和3年5月12日付事務連絡)及び「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」(令和3年5月12日付総行公第42号)により、医療従事者等の新型コロナワクチン接種及び副反応が生じた場合の休暇の取扱いについてお示ししてきたところです。

今般、国家公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについて、本日、人事院から別添のとおり人事院指令14-2(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)が発せられたことを踏まえ、下記のとおり地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方を整理してお示しします。各地方公共団体におかれましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やか にこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各 市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的助言)に基づくものです。

記

1 医療従事者等に該当する地方公務員の新型コロナワクチン接種について 「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る 考え方について」(令和3年5月12日付事務連絡)でお示ししているとおり、医療 従事者等がワクチン接種を希望する場合においては、その業務遂行のために必要な 行為として、職務に関するものであると整理して差し支えありません。このため、 特段、年次有給休暇の取得や職務専念義務の免除等の手続が必要となるものではあ りません。

2 医療従事者等以外の地方公務員の新型コロナワクチン接種について

本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、医療従事者等以外の地方公務 員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境の整備を図る観点から、常 勤職員・非常勤職員を問わず、接種等に要する時間について、公務の運営に支障の ない範囲内で職務専念義務を免除することについて、適切に対応いただきますよう お願いいたします。

3 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合について

「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」 (令和3年5月12日付総行公第42号)でお示ししているとおり、職員に発熱等の 風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合に は、一般職の国家公務員の取扱いを踏まえて、常勤職員・非常勤職員を問わず、有 給の特別休暇とすることができる旨をお示ししているところです。

この特別休暇とする取扱いに加え、本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、地方公務員に新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合に関し、 常勤職員・非常勤職員を問わず、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を 免除することについても、適切に対応いただきますようお願いいたします。

連絡先 総務省自治行政局公務員部

(職務専念義務の免除に関する事項)

公務員課公務員第二係

担当原田、星野、立石

電 話 03-5253-5543 (直通)

(勤務時間・休暇に関する事項)

公務員課公務員第四係

担当長田、川崎、西野、宮川

電 話 03-5253-5544 (直通)

職 審 一 1 4 4 令和 3 年 5 月 2 7 日

各府省人事担当課長 各行政執行法人人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

人事院指令14-2 (新型コロナウイルス感染症に係る 予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する 義務の免除に関する臨時措置について)について(通知)

本日発出された人事院指令14-2(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間等も、 この指令により職務専念義務を免除することができるものである。
- 2 「これに相当すると認められる予防接種」としては、例えば、外国の政府又は外国の地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が考えられる。
- 3 「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、 頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- 4 各省各庁の長が、人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)第15条の規定に基づき、職員の健康保持のために講ずる措置として実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた場合において、前項の症状により療養する必要があるときも、本指令によることができる。

以 上

各省各庁の長

各行政執行法人 の 長

人事院指令一四—二

新型コ ロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除

に関する臨時措置について

1 当分 の間、 各省各中 庁 \mathcal{O} 長及び独立行政法 人通 則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第四 項に規定する

行 政 執 行 法 人の 長 は、 予防: 接 種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 附則第七条第 項 \mathcal{O} 規定によ る予 防 接

種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連 性が 高 1 . ك

認められる症状により療養する必要がある場合において、 職員が勤務しないことがやむを得ないと認 める

ときは、 公務 の運営に支障 \mathcal{O} ない 範囲内 (当該療養する必要がある場合にあっては、 そのためにやむを得

ない · と認 8 られ る必要最 小 限 度 \mathcal{O} 期 間 に お 1 て、 勤務しないことを承認することができる。

2 この指令は、令和三年五月二十七日から施行する。

令和三年五月二十七日

各都道府県警察の長殿 (参考送付)

庁内内部各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 原 議 保 存 期 間 1 年 (令和5年3月31日まで)

警察庁丁教厚発第131号令和4年2月7日 警察庁長官官房教養厚生課長

新型コロナワクチンの速やかな追加接種について(通達)

新型コロナウイルス感染症については、本年に入って以降、オミクロン株による感染の拡大が急速に進んでいるところである。感染者が増加すれば、職員の職場離脱も増加し、警察業務の継続に支障を来すおそれがある。そのため、職員への新型コロナワクチンの追加接種を速やかに進める必要がある。

新型コロナワクチンの追加接種については、「追加接種の速やかな実施について (その2)」(令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚労省事務連絡」という。別添)において、「予約枠に空きがあれば、(中略) 現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、<u>6か月の接種間隔</u>が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。」とされ、速やかな接種の実施が各自治体に通知されている。

また、本日、内閣総理大臣から関係閣僚に対し、「自治体に配付したワクチンなども活用して、地域におけるエッセンシャルワーカーに対する接種も進める必要がある。」として、国家公安委員長に対しては<u>警察職員への接種を進めるよう</u>指示があったところである。

こうした情勢を受け、各都道府県警察においては、関係自治体に申入れを行うなどして、<u>6か月の接種間隔が空いた警察職員の追加接種を早急に実施することとされたい。</u>

記

1 追加接種の加速

厚労省事務連絡に従い、前回接種から6か月を経過した者が、早期に追加接種を受けられるよう、利用可能な機会を余さず捉えて、追加接種を推進すること。特に、前回接種を昨年8月までに受けた者(前回接種から6か月を既に経過し、又は近く経過する者)について、本年2月中に追加接種を受けることを目指すこと。

このため、利用可能な機会ごとに、次の対応を取ること。

(1) 自治体が設けた接種会場での接種

ア 警察等を対象とした接種

追加接種の加速のため、次について自治体と協議すること。また、開始を予定していない場合には、警察職員を対象とした接種を行うよう働きかけること。

- (ア) 自治体による警察職員を対象とした接種が既に開始されている場合
 - ・ 前回接種から6か月を経過した者を対象とすること。
 - 接種を受ける人数を増やすこと。
 - ・ 接種券未着の者も追加接種の対象とし、後日警察において接種券を回 収する扱いとすること。
- (4) 自治体による警察職員を対象とした接種を予定している場合
 - 予定を早め前倒しで実施すること。
 - ・ 前回接種から6か月を経過した者を対象とすること。
 - 接種を受ける人数を増やすこと。
 - ・ 接種券未着の者も追加接種の対象とし、後日警察において接種券を回 収する扱いとすること。

イ 余剰ワクチンを利用した接種

キャンセル等により自治体が設けた接種会場でワクチンの余剰が生じた場合には、その有効活用のため警察職員への接種を打診するよう自治体に働きかけ、自治体から打診があった場合には積極的に受け入れること。

(2) 警察単体での職域接種会場での接種

実施時期を前倒しする余地がないか検討すること。他の機会を用いた接種の方が早期に追加接種を行える場合には、方法を切り替えることも検討すること。

(3) 警察職員が個人で申し込む接種

上記(1)・(2)により接種を実施するよりも警察職員が個人で申し込んで接種を受ける方が追加接種を早期に行える場合には、個人での申込みも並行して推奨すること。

(4) 関係自治体との折衝

上記の追加接種の実施のために関係自治体と折衝するに際しては、厚労省事務 連絡を先方に示すなど有効活用し、必要に応じて幹部自ら首長を含む自治体幹部 に交渉するなど、速やかな接種の実施を期されたい。

2 報告

次の事項については、警察庁長官官房教養厚生課(以下「教養厚生課」という。) 宛て随時報告されたい。報告の方法は、P-WANメール、電話等適宜のものでよい。

(1) 追加接種の見込み

追加接種の実施の方法、開始時期、規模、進捗等について報告されたい。

(2) 自治体協議における支障

警察職員を対象とした追加接種の促進について協議した際に、自治体から否定的な見解が示された場合には、その旨を報告されたい。

自治体が示す見解には、例えば、次のようなものが考えられる。 (例)

- ・ 医療従事者・高齢者の優先接種を進めている段階であり、エッセンシャルワーカーまで対象を拡大できない。
- ・ 前回接種から7か月(又は8か月)を経過した者でなければ、追加接種はできない。
- ・ 接種券を持参しなければ追加接種はできない。

事 務 連 絡 令和4年1月31日

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種の速やかな実施について(その2)

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)及び「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡①」という。)において、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示しするとともに、「追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡②」という。)において、追加接種を速やかに実施するために留意すべき事項をお知らせしています。

今般、これらの事務連絡の運用について留意すべき事項を整理しましたので、 下記のとおりお知らせいたします。本事務連絡の内容について十分御了知の上、 関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1月事務連絡①の2においては、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過している、その他の一般の者(以下「一般対象者」という。)に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討するようお知らせしている。また、1月事務連絡②の3.においては、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点か

ら最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進めるようお知らせしている。

今般、追加接種の予約に比較的余裕のある自治体もあると伺っていることから、予約枠に空きがあれば、これらの事務連絡の運用として、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたい。この場合、初回接種から6か月以上が経過した者が、こうした運用の対象として可能な限り速やかに接種を受けることができるよう、接種券の送付を早期に行うこと。

また、こうした接種間隔を短縮した一般対象者への追加接種を進めるに当たっては、一部自治体の取組例(別添)も必要に応じて参考にしつつ、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討されたい。

以上

自治体の取組事例

自治体	優先的に接種を実施する時期・対象者
東京都	〇接種時期:令和4年1月19日~ 〇対象者:警視庁職員及び東京消防庁職員 (出典) https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/01/14/33.html
港区	〇接種時期:令和4年2月1日~ 〇対象者:公私立の子育て及び高齢者施設職員、教員及び学校職員、障害福祉サービス従事者、障害児通所支援従事者、介護サービス従事者及び区職員等 (出典)
練馬区	○接種時期:令和4年2月1日~ ○対象者:保育園、幼稚園、小中学校、学童クラブ、児童館などの子ども関連施設に勤める区内在住・在勤の18歳以上の方 (出典)
愛知県	○接種時期: 令和4年1月24日~ ○対象者: 看護学生、医学部生、幼稚園教職員、保育士、警察・消防職員、自衛隊員などのエッセンシャルワーカー及び高齢者等の入所・通所施設の利用者及びその従事者
広島県 三原市	○接種時期:令和4年1月27日~ ○対象者:三原市内にある学校等の従事者(保育所等・認定 こども園・地域型保育事業、放課後児童クラブ、幼稚園・ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の従事者) (出典) https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/coronavirus/136751.html

広島県 福山市	○接種時期:令和4年1月29日~○対象者:保育施設従事者、小学校教職員(放課後児童クラブ含む)、高齢者・障がい児通所サービス事業所の従事者 〇備考:集団接種会場に限る
広島県 竹原市	○接種時期:令和4月2月1日~ ○対象者:市内のこども関係施設(こども園・放課後児童クラブ等・障害児通所支援等事業所・小中学校等)の従事者、高齢者及び障害者の訪問・居宅サービス事業所の従事者
広島県 東広島市	○接種時期:令和4年1月下旬以降順次○対象者:保育士、教職員、介護・障害福祉サービス事業所の従事者、基礎疾患を有する方
高知県須崎市	〇接種時期:令和4年2月~令和4年3月〇対象者:保育園、幼稚園の職員、消防職員、警察職員、有料老人ホームおよびデイサービス等施設従事者(出典)https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=4161&hdnSKBN=A
北九州市	〇接種時期:令和4年3月第1週までに接種券送付 〇対象者:保育関連施設職員(保育士等)及び教職員 (出典) https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/k334_00026.html
沖縄県 石垣市	〇接種時期:令和4年2月1日~13日 〇対象者:保育士、保育教諭、支援員、事務員、調理員など 教育保育所の従事者

厚生労働省健康局健康課予防接種室

地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への 優先的な接種について(その2)

「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への優先的な接種について」(令和4年2月8日付け予防接種室事務連絡)において、2月7日の内閣総理大臣から関係閣僚への指示(別添1)を踏まえ、厚生労働省子ども家庭局、文部科学省、警察庁からそれぞれ、都道府県・市区町村の各主管部(局)等に対し、保育所等の職員や学校の教職員、警察職員への接種推進に係る事務連絡等が発出されたことをお知らせしたところです。

今般、消防庁からも各都道府県消防防災主管部(局)宛て、衛生担当部局等と連携 して消防職員及び消防団員の追加接種の推進を図るよう事務連絡が発出されました (別添2)。

貴部(局)におかれましては、上記事務連絡についてご了知のうえ、消防防災主管部(局)から消防職員及び消防団員の新型コロナワクチン接種について相談等がなされた場合、各自治体の実情を踏まえた上で適切に対応いただきますようお願いします。

(添付資料)

- ・総理指示(ワクチンの3回目接種について)(令和4年2月7日)(別添1)
- ・「追加接種の促進について」(令和4年2月8日付け消防庁消防・救急課、同庁国民 保護・防災部地域防災室事務連絡)(別添2)

総理指示(ワクチンの3回目接種について) 令和4年2月7日

感染力の強いオミクロン株への対応にあたって、ワクチンの3回目接種は、発症予防・重症化予防の要となるもの。

2月からは、一般高齢者の前倒し接種が本格化しており、国・ 自治体・企業挙げて、2月のできるだけ早期に1日100万回ま でペースアップすることを目指して、取組みを強化してまいりた い。

厚生労働大臣、堀内ワクチン接種推進担当大臣を中心に、各大 臣、連携の下、全力で当たっていただきたい。

特に、総務大臣におかれては、自治体に計画的に配布したワクチンをフル活用して、最大限の前倒しが進むよう、2回目接種から6か月を経過した方々への接種券の配布促進、接種会場の増設など、各自治体に対し、国・自治体・企業挙げての100万回目標への協力を要請いただきたい。そして、現場の声を丁寧に伺い、必要な後押しをお願いしたい。

今月半ばには、職域での接種も開始する。経済産業大臣、国土 交通大臣、農林水産大臣などにおかれては、所管業界の企業に対 し、積極的に活用いただくよう働きかけていただきたい。

自治体に配布したワクチンなども活用して、地域におけるエッセンシャルワーカーに対する接種も進める必要がある。

特に、保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、文部科学大臣、厚生労働大臣におかれては、都道府県や市町村に対して、教職員、保育士などに対する積極的な接種促進を働きかけていただきたい。また、国家公安委員長、総務大臣におかれては、警察官、消防職員への接種を進めていただくようお願いする。

国としても、防衛大臣の下で、自衛隊の大規模接種会場における接種回数を昨年並みまで引き上げて自治体の取組みを支援するとともに、職域接種の単価引上げなど、接種促進のための環境整備を進めてまいりたい。また、国家公務員についても、治安・災害等に当たる職員から順次、接種を進めていただきたい。

接種の準備や実際の接種が適切に進んでいるのか、タイムリーに把握できるようにすることも重要。厚生労働大臣、堀内大臣におかれては、関係省庁との調整に当たるとともに、接種券の配布状況の把握、VRS(ワクチン接種記録システム)への早期入力の要請、職域接種の実績把握などにも取り組んでいただきたい。

岸田政権として、明確な目標を掲げ、政府一丸となって、一日も早く希望する方々への接種を進めてまいりたい。関係閣僚の一層の取組みをお願いしたい。

出所:首相官邸HP

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220207_siji.html

事 務 連 絡 令和4年2月8日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防疗消防 · 救急課 消防庁国民保護 · 防災部地域防災室

追加接種の促進について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

救急隊員等(※)の追加接種については、「救急隊員等の追加接種の速やかな 実施について」(令和4年1月14日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画 室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事 務連絡。以下「1月14日付け事務連絡」という。)[別添1]により、2月末ま でに完了できるよう進めていただくことを依頼させていただいたところです。

令和4年1月31日に、追加接種について、岸田内閣総理大臣より、予約枠に空きがあれば、6か月の接種間隔が空いた高齢者以外の一般対象者についても追加接種の前倒しを行うことが、地方公共団体に対して要請されました[別添2]。また、同年2月7日に、岸田内閣総理大臣より関係各省庁の大臣に対して、2月のできるだけ早期に1日100万回までペースアップすることを目指して取組を強化することが指示され、総務大臣に対しては、地域におけるエッセンシャルワーカーに対する接種を進める必要から、消防職員への接種を進めることが指示されました[別添3]。

地域における消防職員及び消防団員の果たす役割を踏まえ、貴部(局)におかれては、別添資料に御留意の上、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、下記の事項について周知していただくとともに、追加接種の円滑な推進が図られるよう支援していただきますようお願いします。

なお、今後、消防職員及び消防団員の追加接種の促進の取組状況について適宜 調査させていただく可能性がございますので、御了知願います。また、厚生労働 省健康局予防接種室より本事務連絡が衛生主管部(局)に周知されることとなっ ておりますので、併せて申し添えます。

※救急隊員等:新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる① 救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防 非常備町村の役場の職員及び⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の 離島区域の消防団員を想定)[別添4参照]

1 救急隊員等の追加接種について

救急隊員等については、これまでも1月14日付け事務連絡において依頼させていただいているとおり、消防本部においては市町村の衛生主管部(局)との調整等を行い、2月末までに追加接種が確実に完了できるようにしていただきたいこと。

なお、「新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等の新型コロナワクチンの追加接種状況の緊急全国調査について」(令和4年1月18日付け消防庁消防・救急課事務連絡)により実施した緊急全国調査の結果を別添5のとおり取りまとめていること。

2 救急隊員等に当たらない消防職員の追加接種について

救急隊員等に当たらない消防職員についても、火災の予防など、国民の生命、 身体及び財産を保護する基礎的な行政サービスの提供を担っていることから、 消防本部においては当該消防職員に対してもできる限り早期の追加接種を促 していただきたいこと。

3 消防団員の追加接種について

消防団は、地域防災力の中核として、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関であることから、市町村の消防団担当部局においては消防団員に対して、できる限り早期の追加接種を促すとともに、衛生担当部局等と連携して、消防団員が円滑に追加接種を受けられるよう努めていただきたいこと。

以上

(別添資料)

- 別添1・・・「救急隊員等の追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月14日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)
- 別添 2・・・新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部(第 4 回) 資料 1 (令和 4 年 2 月 8 日)
- 別添3・・・岸田内閣総理大臣指示(令和4年2月7日)
- 別添4・・・「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 における接種対象者について(周知)」(令和3年1月15日付け 消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防 災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)
- 別添 5 ・・・新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等の新型コロナワクチンの追加接種状況の緊急全国調査結果(令和 4 年 1 月 31 日時点)

【問合せ先】

消防・救急課 高荒 永峯 前田

TEL: 03-5253-7522

地域防災室 鈴木 青野 森本

TEL: 03-5253-7561

事 務 連 絡 令和4年1月14日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課 消防庁財民保護・防災部地域防災室 消防庁国民保護・防災部広域応援室

救急隊員等の追加接種の速やかな実施について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 救急隊員等(※)については、新型コロナワクチン(以下「ワクチン」という。) の初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)完了から8か月以上の経 過を待たずに追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)を実施することが可能 とされたことについて、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月20日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防 災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)[別添7]によりお知らせ したところです。

令和4年1月11日に、岸田内閣総理大臣より、追加接種の前倒しについて発言がありました [別添1]。また、令和4年1月13日に厚生労働省より、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡) [別添2] が発出され、令和4年3月以降に一般高齢者が初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること等が示され、さらに、「追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡) [別添3] が発出され、追加接種の対象者に対して速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項について周知されました。これを受けて、同日付けで総務省より「追加接種の速やかな実施等について」(総行政第7号令和4年1月13日付け総行政第7号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知) [別添4]が発出され、市区町村の接種体制確保の取組への支援等が都道府県に要請されました。

貴部(局)におかれては、下記及び別添資料に御留意の上、救急隊員等の追加 接種が速やかに実施されるよう、貴都道府県の衛生主管部(局)等の関係者との 間で適切な調整・連携を図って頂くとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されますようお願いします。

なお、今後、救急隊員等の追加接種の状況について適宜調査させていただく可能性がございますので、御了知願います。

※救急隊員等:新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる① 救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防 非常備町村の役場の職員及び⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の 離島区域の消防団員を想定)[別添6参照]

記

医療従事者等(救急隊員等を含む。)分のワクチンの配送が令和4年1月中に 完了すると厚生労働省より示されていること [別添5]、また、3月以降に一般 高齢者等の追加接種が開始されることから、救急隊員等の追加接種が一般高齢 者の追加接種に影響を与えることのないよう、消防本部等と市町村等の衛生主 管部(局)の間での適切な連携の下、救急隊員等の追加接種ができる限り1月末 まで、遅くとも2月末までに完了できるようにしていただきたいこと。

以上

(別添資料)

- 別添1・・・岸田内閣総理大臣発言(令和4年1月11日「北朝鮮による弾道ミサイルの可能性があるものの発射事案等についての会見」より抜粋)
- 別添2・・・「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワ クチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」 (令和4年1月13日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務 連絡)
- 別添3・・・「追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月13日厚生 労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
- 別添4・・・「追加接種の速やかな実施等について」(総行政第7号令和4年 1月13日付け総行政第7号総務省新型コロナウイルス感染症 対策等地方連携総括官通知)
- 別添5・・・追加接種用のワクチン配送量について(令和3年12月24日厚

生労働省自治体説明会資料より抜粋)

- 別添 6 ・・・「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 における接種対象者について(周知)」(令和 3 年 1 月 15 日付け 消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防 災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)
- 別添 7・・・「初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに新型コロナワ クチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和 3 年 12 月 20 日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消 防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広 域応援室事務連絡)

【問合せ先】

消防・救急課高荒永峯前田TEL:03-5253-7522救急企画室小塩岡澤石田TEL:03-5253-7529地域防災室村上鈴木青野TEL:03-5253-7561広域応援室林二瓶淺野TEL:03-5253-7527

令和4年1月11日 岸田内閣総理大臣発言

「北朝鮮による弾道ミサイルの可能性があるものの発射事案等についての会見」より抜粋 ※下線は消防庁による。

ワクチンについては、1月、2月に山場を迎える、3,100万人を対象とする3回目接種の前倒しについて、各都道府県における大規模接種会場の設置や、接種場所の更なる確保などを通じて、ペースアップを要請いたします。めどが立った自治体は、市中にある全国900万回分の未使用ワクチンなども活用して、高齢者接種を更に前倒しいたします。さらに3月以降は、今般追加確保したモデルナ1,800万人分を活用して、一般分についても前倒しいたします。国としても、自衛隊による大規模接種会場を設置するなど、自治体の取組を後押ししてまいります。

オミクロン株は、若年層やお子さんの感染も多く見られます。1 2歳以上の若い方で、まだワクチン接種をしていない方は、是非接種 をお願いいたします。なお、これまでワクチン接種の対象となってい なかった12歳未満の子供について、薬事など必要な手続を経て、希 望者に対してできるだけ早くワクチン接種を開始いたします。

首相官邸HP (https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202201/11ikenkoukan.html)

事 務 連 絡 令和4年1月13日

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに 新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。)において、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等(12月事務連絡の1.(1)①及び②に掲げる者をいう。以下同じ。)並びにその他の高齢者(以下「一般高齢者」という。)に対して、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示ししました。今般、オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、昨年末に追加購入した武田/モデルナ社ワクチンも活用し、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合について、更なる整理を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

ついては、本事務連絡及び12月事務連絡の内容について十分御了知及び関係機関等への周知の上、各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただくようお願いいたします。追加接種を速やかに実施していただくために必要となる事項について「追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)において依頼・周知したので、併せてご確認ください。

なお、先般、当室から 12 月事務連絡を踏まえた各市町村の取組状況について アンケートを実施させていただきましたが、本事務連絡を踏まえ、今後も取組状 況について適宜、調査させていただきますので、ご了知願います。

1. 一般高齢者に対する追加接種の接種間隔について

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、一般高齢者に対して、令和4年3月 以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努 めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から6か月以上経過している一般高齢者に対して、令和4年3月を待たず追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

2. その他の者に対する追加接種の接種間隔について

市町村及び職域接種を実施する企業・大学等は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者(以下「その他の一般の者」という。)に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過しているその他の一般の者に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

以上

事 務 連 絡 令和4年1月13日

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種の速やかな実施について

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。)及び「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡」という。)において、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示ししています。

今般、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項を整理しましたので、下記のとおりお知らせいたします。本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知をお願いいたします。なお、今後も追加接種の取組状況について適宜調査させていただきますので、ご了知願います。

記

1. 追加接種の進捗に関する情報等について

追加接種を速やかに行っていただくための基礎数値として、本日から厚生労働省のホームページにおいて、12月事務連絡及び1月事務連絡に基づく接種間隔の短縮を踏まえた各都道府県における各月の接種対象となり得る人数並びに各都道府県における追加接種の接種実績及び配布したワクチンの数を公表する。各自治体におかれては、こうしたデータを参考とし、追加接種の速やかな実施を

図ること。

特に12月事務連絡に基づき早期の追加接種を行った医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等については、接種券なしでの追加接種が行われている場合や、ワクチン記録接種システム(VRS)への入力を市町村において行っている場合に、VRSへの接種実績の登録が随時行われないことがあるが、追加接種の実績が早期に登録されるよう、医療機関等に対する呼びかけや、市町村における登録の実施等により早期の登録を図ること。

なお、今後、新型コロナワクチンをより効率的に配分するため、こうした追加接種の実績等も踏まえ、未接種の新型コロナワクチンを多く保有していると考えられる都道府県には、4月以降に使用する分の配分について調整を行う場合があることに留意すること。

2. 大規模接種会場の設置等について

都道府県においては、大規模接種会場を設置すること等により、市町村における追加接種が速やかに実施されるよう、積極的な支援を図ること。また、「追加接種(3回目接種)の実施に向けた大規模接種会場の確保等について」(令和3年12月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)に基づき、追加接種を実施するための体制の構築に引き続き取り組むこと。

3. 接種券の発行等について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかかつ円滑に接種を受けられるよう、12月事務連絡及び1月事務連絡の内容を踏まえ、接種券を発送すること。 具体的には、既に接種券を発送済みである場合を除き、各市町村の接種体制も踏まえ、1月事務連絡に掲げる医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者については初回接種の完了から6か月が経過した段階で、また、その他の一般の者(1月事務連絡に掲げるその他の一般の者をいう。以下同じ。)については初回接種の完了から7か月が経過した段階で早期に接種を受けることができるよう、接種券を発送すること。これまでお示ししている考え方のとおり、今次の接種間隔の短縮においても、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進めること。なお、接種券を早期に送付したことに伴い、その他の一般の者が結果的に初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔で接種を受けた場合にも予防接種法上の予防接種として認めることとする。

追加接種の実施時までに市町村から接種券が接種対象者に到達していない場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新

型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年 11 月 26 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の内容に従って、追加接種の事務を実施すること。

4. 新型コロナワクチンの融通等について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかに接種を受けられるよう、接種会場間の新型コロナワクチンの融通等に関する調整に改めて遺漏なきを期すこと。

なお、追加接種に用いるワクチンについては、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを合わせて、希望する者に対して十分な数量を確保していることから、初回接種と同種のワクチンによる追加接種を希望する者については、結果として初回接種からの接種間隔が長くなることも考えられる。このため、「追加(3回目)接種に使用するワクチンについてのお知らせ」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の体制確保について(その3)」の別添資料)等を使用して交互接種の安全性と効果について情報提供を進めるなど、必要な取組みを行うこと。

5. 追加接種の速やかな実施に当たって参考となる取組みの事例について 追加接種を速やかに実施していただくに当たって参考となるよう、一部自治 体の取組みの事例を別添のとおりまとめたことから、積極的に活用すること。

以上

自治体における追加接種の取組事例

自治体	取組内容					
医療従事者						
高知県	 ○県が複数の医療機関をグルーピングし、グループごとに接種医療機関を指定(住民接種も選択可)。 ○接種医療機関は、グループ内の職員の接種希望をとりまとめ、住所地の市町村に接種券の発行を依頼し、ワクチンの配分を受けて接種を行っている。 (出典) https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/2021020100226.html 					
下関市	〇山口県と連携し、医療機関からのリストをもとに前倒し接種者の接種券を11月末から発送。 〇自院接種可能な医療機関には12月にワクチンを配分し接種を進め、既にほぼ完了。 〇他の医療機関、薬局については、12月から1月に集団接種会場を設置して順次対応し、1月前半にはほぼ完了予定。					
長野県	〇自院接種以外の医療従事者等に対して 1 月9日から県の集団接種を前倒し、市町村と連携して、1 月中には接種を終えるよう取組中。					
相馬市	〇市内の病院および医療機関は市の接種計画のもと、令和3年 12月13日から12月30日までの期間で接種完了。					
高齢者施設等	*					
横浜市	〇高齢者施設での接種を 12 月中から開始し、可能な限り 1 月中に施設入所者等接種を実施し、概ね 2 月中に施設入所者等の接種を終わらせる方針。 (出典)					
神戸市	〇高齢者施設の入所者等は、6か月経過時点で接種券付き予診票がなくとも接種を行っている。 〇接種券付き予診表が届き次第、施設において、接種当日に記入した予診票から接種券一体型予診票への転記を行っているが、国保連を経由しない神戸市民の分については、両様式をホッチキス止めして提出することも可としている。					

世田谷区	○医療従事者や高齢者施設の入所者・従事者等の前倒し接種対象者は、区のホームページから接種券の発行を申請することが可能。 (出典)https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/013/001/d00195125.html
相馬市	〇高齢者施設等の入所者等は、市の接種計画のもと、令和3年 12月中旬から意向調査および接種を順次実施。
一般の高齢	首
相馬市	〇12 月下旬に初回接種を受けた高齢者に意向調査を実施。接種の有無および接種を希望するワクチンの意向を踏まえ、日時・場所を指定して接種券を送付(※1)。令和4年1月10日から集団接種を開始しており、1月末までに高齢者の接種を終える方針(※2) ※1 既に9割以上返答があり、ほとんどの方が追加接種を希望。 ※2 相馬市は、高齢者の初回接種が概ね昨年5月中に終了している。
神戸市	 ○接種券に「おまかせ予約チケット」を同封。市に予約を取ってもらうことを希望する方はその旨を記載して返信。市が予約結果を郵送してお知らせする。 (出典) https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/075286222130.html
三鷹市	O武田/モデルナ社ワクチンによる先行予約を受付。 (出典) https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/094/094606.html
その他	
神戸市	〇ワクチン接種券発送状況を自ら確認できる「お知らせサービス」を開始。ホームページから専用のサイトに入って初回接種の接種券番号を入力すれば、追加接種の接種券の発送時期が表示される。(出典)https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/075286222130.html

総 行 政 第 7 号 令和4年1月13日

各都道府県知事 殿 (総務部扱い)

> 総務省新型コロナウイルス感染症対策等 地方連携総括官 (公 印 省 略)

追加接種の速やかな実施等について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策 に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

追加接種については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。)において、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びにその他の高齢者に対して、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等が示されているところです。

今般、厚生労働省において、別添①の事務連絡(以下「1月事務連絡」という。)が発出され、オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合について更なる整理が行われるとともに、12月事務連絡及び1月事務連絡に基づき各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただくよう要請がなされています。この事務連絡では、一般高齢者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること、その他の一般の者に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること等が示されています。

さらに、厚生労働省から別添②の事務連絡が発出され、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項が示されました。この事務連絡では、厚生労働省のホームページにおいて公表される、12 月事務連絡及び1月事務連絡に基づく接種間隔の短縮を踏まえた各都道府県における各月の接種対象となり得る人数並びに各都道府県における追加接種の接種実績及び配布したワクチンの数を参考とし、追加接種の速やかな実施を図っていただき

たいこと、VRSへの接種実績の登録について、医療機関等に対する呼びかけや、 市町村における登録の実施等により早期の登録を図っていただきたいこと、都 道府県においては、大規模接種会場を設置すること等により、市町村における追 加接種が速やかに実施されるよう積極的な支援を図っていただきたいこと等が 示されています。

オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、特に1・2月に山場を迎える高齢者等への追加接種をはじめ、追加接種を速やかに実施していただけるよう、市区町村に対して別添事務連絡について周知いただくとともに、貴都道府県におかれましても、全庁的な執行体制を整えるともに、大規模接種会場の設置をはじめ、市区町村の接種体制確保の取組への支援及び連絡体制を確保していただくなど、ワクチン接種の取組へのより一層の御尽力をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<連絡先>

新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室 石切山理事官、茂原理事官、新納補佐、近藤主査

電話:03-5253-5523 (直通) Mail chisei@soumu.go.jp

事 務 連 絡 令和4年1月13日

各 都道府県 市 町 村 衛生主管部(局)御中 特 別 区

厚生労働省健康局健康課予防接種室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに 新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。)において、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等(12月事務連絡の1.(1)①及び②に掲げる者をいう。以下同じ。)並びにその他の高齢者(以下「一般高齢者」という。)に対して、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示ししました。今般、オミクロン株の感染拡大が懸念される中で、昨年末に追加購入した武田/モデルナ社ワクチンも活用し、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合について、更なる整理を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

ついては、本事務連絡及び12月事務連絡の内容について十分御了知及び関係機関等への周知の上、各対象者が追加接種可能となる時点での接種の実施に努めていただくようお願いいたします。追加接種を速やかに実施していただくために必要となる事項について「追加接種の速やかな実施について」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)において依頼・周知したので、併せてご確認ください。

なお、先般、当室から 12 月事務連絡を踏まえた各市町村の取組状況について アンケートを実施させていただきましたが、本事務連絡を踏まえ、今後も取組状 況について適宜、調査させていただきますので、ご了知願います。

1. 一般高齢者に対する追加接種の接種間隔について

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、一般高齢者に対して、令和4年3月 以降、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努 めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から6か月以上経過している一般高齢者に対して、令和4年3月を待たず追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

2. その他の者に対する追加接種の接種間隔について

市町村及び職域接種を実施する企業・大学等は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者を除く者(以下「その他の一般の者」という。)に対して、令和4年3月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること。

ただし、市町村は、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過しているその他の一般の者に対して、令和4年3月を待たず、追加接種を実施することを検討すること。その際には、新型コロナワクチンの供給スケジュールに変更はないことに留意して接種を進めること。

以上

事 務 連 絡 令和4年1月13日

各 都道府県 市 町 村 衛生主管部(局)御中 特 別 区

厚生労働省健康局健康課予防接種室

追加接種の速やかな実施について

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「12月事務連絡」という。)及び「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について(その2)」(令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「1月事務連絡」という。)において、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに接種を実施する場合の取扱い等についてお示ししています。

今般、追加接種の対象者に対して、速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項を整理しましたので、下記のとおりお知らせいたします。本事務連絡の内容について十分御了知の上、関係機関等への周知をお願いいたします。なお、今後も追加接種の取組状況について適宜調査させていただきますので、ご了知願います。

記

1. 追加接種の進捗に関する情報等について

追加接種を速やかに行っていただくための基礎数値として、本日から厚生労働省のホームページにおいて、12月事務連絡及び1月事務連絡に基づく接種間隔の短縮を踏まえた各都道府県における各月の接種対象となり得る人数並びに各都道府県における追加接種の接種実績及び配布したワクチンの数を公表する。各自治体におかれては、こうしたデータを参考とし、追加接種の速やかな実施を

図ること。

特に12月事務連絡に基づき早期の追加接種を行った医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等については、接種券なしでの追加接種が行われている場合や、ワクチン記録接種システム(VRS)への入力を市町村において行っている場合に、VRSへの接種実績の登録が随時行われないことがあるが、追加接種の実績が早期に登録されるよう、医療機関等に対する呼びかけや、市町村における登録の実施等により早期の登録を図ること。

なお、今後、新型コロナワクチンをより効率的に配分するため、こうした追加接種の実績等も踏まえ、未接種の新型コロナワクチンを多く保有していると考えられる都道府県には、4月以降に使用する分の配分について調整を行う場合があることに留意すること。

2. 大規模接種会場の設置等について

都道府県においては、大規模接種会場を設置すること等により、市町村における追加接種が速やかに実施されるよう、積極的な支援を図ること。また、「追加接種(3回目接種)の実施に向けた大規模接種会場の確保等について」(令和3年12月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)に基づき、追加接種を実施するための体制の構築に引き続き取り組むこと。

3. 接種券の発行等について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかかつ円滑に接種を受けられるよう、12月事務連絡及び1月事務連絡の内容を踏まえ、接種券を発送すること。 具体的には、既に接種券を発送済みである場合を除き、各市町村の接種体制も踏まえ、1月事務連絡に掲げる医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者については初回接種の完了から6か月が経過した段階で、また、その他の一般の者(1月事務連絡に掲げるその他の一般の者をいう。以下同じ。)については初回接種の完了から7か月が経過した段階で早期に接種を受けることができるよう、接種券を発送すること。これまでお示ししている考え方のとおり、今次の接種間隔の短縮においても、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、初回接種から7か月以上が経過した者に次いで、初回接種から6か月以上が経過した者にできるだけ多く接種を進めること。なお、接種券を早期に送付したことに伴い、その他の一般の者が結果的に初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔で接種を受けた場合にも予防接種法上の予防接種として認めることとする。

追加接種の実施時までに市町村から接種券が接種対象者に到達していない場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新

型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年 11 月 26 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の内容に従って、追加接種の事務を実施すること。

4. 新型コロナワクチンの融通等について

追加接種を受けることを希望する者が、速やかに接種を受けられるよう、接種会場間の新型コロナワクチンの融通等に関する調整に改めて遺漏なきを期すこと。

なお、追加接種に用いるワクチンについては、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを合わせて、希望する者に対して十分な数量を確保していることから、初回接種と同種のワクチンによる追加接種を希望する者については、結果として初回接種からの接種間隔が長くなることも考えられる。このため、「追加(3回目)接種に使用するワクチンについてのお知らせ」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の体制確保について(その3)」の別添資料)等を使用して交互接種の安全性と効果について情報提供を進めるなど、必要な取組みを行うこと。

5. 追加接種の速やかな実施に当たって参考となる取組みの事例について 追加接種を速やかに実施していただくに当たって参考となるよう、一部自治 体の取組みの事例を別添のとおりまとめたことから、積極的に活用すること。

以上

自治体における追加接種の取組事例

自治体	取組内容					
医療従事者						
高知県	 ○県が複数の医療機関をグルーピングし、グループごとに接種医療機関を指定(住民接種も選択可)。 ○接種医療機関は、グループ内の職員の接種希望をとりまとめ、住所地の市町村に接種券の発行を依頼し、ワクチンの配分を受けて接種を行っている。 (出典) https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/2021020100226.html 					
下関市	〇山口県と連携し、医療機関からのリストをもとに前倒し接種者の接種券を11月末から発送。 〇自院接種可能な医療機関には12月にワクチンを配分し接種を進め、既にほぼ完了。 〇他の医療機関、薬局については、12月から1月に集団接種会場を設置して順次対応し、1月前半にはほぼ完了予定。					
長野県	〇自院接種以外の医療従事者等に対して 1 月9日から県の集団接種を前倒し、市町村と連携して、1 月中には接種を終えるよう取組中。					
相馬市	〇市内の病院および医療機関は市の接種計画のもと、令和3年 12月13日から12月30日までの期間で接種完了。					
高齢者施設等	*					
横浜市	〇高齢者施設での接種を 12 月中から開始し、可能な限り 1 月中に施設入所者等接種を実施し、概ね 2 月中に施設入所者等の接種を終わらせる方針。 (出典)					
神戸市	〇高齢者施設の入所者等は、6か月経過時点で接種券付き予診票がなくとも接種を行っている。 〇接種券付き予診表が届き次第、施設において、接種当日に記入した予診票から接種券一体型予診票への転記を行っているが、国保連を経由しない神戸市民の分については、両様式をホッチキス止めして提出することも可としている。					

世田谷区	○医療従事者や高齢者施設の入所者・従事者等の前倒し接種対象者は、区のホームページから接種券の発行を申請することが可能。 (出典)https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/013/001/d00195125.html
相馬市	〇高齢者施設等の入所者等は、市の接種計画のもと、令和3年 12月中旬から意向調査および接種を順次実施。
一般の高齢	首
相馬市	〇12 月下旬に初回接種を受けた高齢者に意向調査を実施。接種の有無および接種を希望するワクチンの意向を踏まえ、日時・場所を指定して接種券を送付(※1)。令和4年1月10日から集団接種を開始しており、1月末までに高齢者の接種を終える方針(※2) ※1 既に9割以上返答があり、ほとんどの方が追加接種を希望。 ※2 相馬市は、高齢者の初回接種が概ね昨年5月中に終了している。
神戸市	 ○接種券に「おまかせ予約チケット」を同封。市に予約を取ってもらうことを希望する方はその旨を記載して返信。市が予約結果を郵送してお知らせする。 (出典) https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/075286222130.html
三鷹市	O武田/モデルナ社ワクチンによる先行予約を受付。 (出典) https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/094/094606.html
その他	
神戸市	〇ワクチン接種券発送状況を自ら確認できる「お知らせサービス」を開始。ホームページから専用のサイトに入って初回接種の接種券番号を入力すれば、追加接種の接種券の発送時期が表示される。(出典)https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/075286222130.html

追加接種用のワクチンの配送量について(追加接種前倒し<u>後のイメージ</u>) ^{別添5}

- 追加接種については、2回目接種完了から8か月後を念頭に、約4,100万回分のワクチンの配分を11月まで に提示済み。
- 高齢者等の接種間隔の前倒し等を踏まえ、約700万回分のワクチンを追加で配分する。

(単位:万人)

	追加接種のタイミング (2回目接種時期)	R3.12月 (R3.3月,4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)	R4.7月 (R3.11月)
	医療従事者等 (約576)	487	89						
対象者	高齢者 (約3,273)	307	343	2,227	291	57	33	16	
(万人) (注1)	一般 (約4,972)	85	158	14	313	1,186	1,461	1,289	466
	職域 (約1,155)				170	576	185	204	21

約4,800万回分を配分(約4,100万回分に加え、**700万回分を追加配分**) (ファイザー社ワクチン約2,400<u>+200</u>万回、武田/モデルナ社ワクチン約1,700<u>+500</u>万回)

配送日程:ファイザー約1,600万回(2021年内)

武田/モデルナ約1,700万回(2022年1月下旬) 約 500万回(2022年2月上旬)

約800<u>+200</u>万回(2022年2月)

「医療従事者等」は、令和3年7月30日までのワクチン接種円滑化システム(V-SYS)への報告から集計し、「職域」を除くその他の

区分については、令和3年12月12日までのワクチン接種記録システム(VRS)への報告から集計している。 「職域」については、都道府県単位で令和3年12月5日までのV-SYSへの報告数と上記のVRSの報告数を比較し大きい方を集計している。

注 2 追加配分するワクチンのうち、接種間隔の前倒しで必要なワクチンを超える分は、令和 4 年 4 月の接種対象者数で按分する。

事 務 連 絡 令和3年1月15日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 關防軍民保護・防災部地域防災室 消防庁国民保護・防災部広域応援室

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種 対象者について(周知)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、今般、厚生労働省健康局健康課長より、全国の都道府県衛生主管部(局)長あて「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知)(別添参照。以下「1月8日付け厚生労働省通知」という。)が発出され、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方等が示されるとともに、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるよう依頼がなされました。

この1月8日付け厚生労働省通知においては、医療従事者等は業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うこと等の観点から、ワクチンの早期接種を行うこととされており、その具体的な範囲が別添1「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方」の別紙「医療従事者等の範囲」に示されているところですが、このうち、別紙2(3)「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲は、厚生労働省との協議により、下記のとおり整理いたしました。

つきましては、貴部(局)においては、このことについて十分に御留意の上、貴都 道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくと ともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対 して、この旨周知されますようお願いします。

記

- ○「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲 新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。)の搬送に携わる、
 - ①救急隊員
 - ②救急隊員と連携して出動する警防要員
 - ③都道府県航空消防隊員
 - ④消防非常備町村の役場の職員
 - ⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員 を想定)

注:疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。

以上

【問合せ先】

②・④について	消防・救急課	阿部	永峯		TEL	03-5253-7522	(直通)
①について	救急企画室	小塩	増田		TEL	03-5253-7529	(直通)
⑤について	地域防災室	葛城	鈴木	伊藤	TEL	03-5253-7561	(直通)
③ について	広域応援室	中道	長尾		TEL	03-5253-7527	(直通)

事 務 連 絡 令和3年12月20日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課 消防庁 救急企画室 消防庁国民保護・防災部地域防災室 消防庁国民保護・防災部広域応援室

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに 新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種をいう。以下同じ。)については、「新型コロナワクチンの追加接種について」(令和3年10月1日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)により、留意事項等をお知らせしたところです。

今般、厚生労働省より「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「厚生労働省事務連絡」という。)が発出され、クラスター発生の場合に限らず、初回接種(1回目、2回目接種をいう。以下同じ。)の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等が示され、また同日付けで総務省より、「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の体制確保及び初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け総行政第274号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知。以下「総務省通知」という。)が発出され、各都道府県に対して、全庁的な執行体制を整えるともに、市区町村の接種体制確保の取組への支援及び連絡体制を確保していただくことなどが依頼されたところです。

貴部(局)におかれては、下記事項、厚生労働省事務連絡及び総務省通知に御留意の上、救急隊員等の追加接種が円滑に進められるよう、貴都道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図って頂くとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されますようお願いします。

- 1 救急隊員等の追加接種(3回目接種)について
 - (1) 対象者について(厚生労働省事務連絡、1.(1)①②参照)
 - ・市町村が初回接種の完了から8か月以上の経過を待たず追加接種を実施できることとされた対象者は医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等であり、医療従事者等には救急隊員等(※)が含まれること
 - ※救急隊員等:新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む。)の搬送に携わる ①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、 ④消防非常備町村の役場の職員及び⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常 備市町村の離島区域の消防団員を想定)(別添3参照)
 - (2) 実施手順について(厚生労働省事務連絡、1.(2)参照)
 - ・市町村が初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を行 う場合には、医療従事者等(救急隊員等を含む)への接種及び重症化リス クが高い入所者が多い高齢者施設等における接種が優先されること
 - ・初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること
 - ・追加接種の実施時までに市町村から接種券が発行することが困難な場合の例外的措置について厚労省事務連絡で示されていることから(厚生労働省事務連絡1.(2)参照)、追加接種の実施時までに接種券が届いていない救急隊員等についても、追加接種を円滑に受けることができるよう、衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な連携を図っていただきたいこと

2 業務継続について

業務継続について、追加接種による副反応の影響等が想定されることから、 特に、救急業務等優先して継続すべき業務の運営に支障が生じないよう留意 いただきたいこと。

以上

(別添資料)

- 別添1・・・「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
- 別添 2・・・「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)の体制確保及び 初回接種完了から 8 か月以上の経過を待たずに新型コロナワ クチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和 3 年 12 月 17 日付け総行政第 274 号総務省新型コロナウイルス感 染症対策等地方連携総括官通知)
- 別添3・・・「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 における接種対象者について(周知)」(令和3年1月15日付け 消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防 災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡)
- 別添4・・・「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

【問合せ先】

消防・救急課 高荒 永峯 前田 TEL:03-5253-7522 救急企画室 小塩 岡澤 石田 TEL:03-5253-7529 地域防災室 村上 鈴木 青野 TEL:03-5253-7561 広域応援室 林 二瓶 淺野 TEL:03-5253-7527 令和4年1月31日 総理発言(自衛隊東京大規模接種センター視察の感想及び3回目のワクチン接種を加速させるための対応策について)

※下線は消防庁による。

本日から、東京で自衛隊による大規模接種がスタートいたしま した。自衛隊と民間の方々が一体となって、円滑かつ効率的な接種を 進めている現場を私も視察させていただきました。大変頼もしく感 じたところであります。そして、高齢者以外の一般の方々でも接種券 があれば予約できるという体制を作らせていただきました。3回目 の接種はオミクロン株の感染に対抗するために大変有効な手段です。 現時点では全国の97パーセントの自治体が、2月末まで対象とな る、希望される高齢者の方々への接種、予定どおり完了する見込みと なっています。今後どんどんペースアップしていくと考えておりま す。そして、高齢者以外の一般の方々についても、予約枠に空きがあ れば、6か月の間隔が空いたならば、順次、できるだけ多く、更に前 倒しを行っていくよう、改めて自治体に要請いたします。そのために も、自治体の方々にも御協力いただき、接種体制を更に強化してまい ります。国においても、2月7日からは、大阪でも大規模接種会場を 始めることにしております。体制は整いましたが、実際に接種してい ただくことが大事であると思っています。3回目の接種の必要性、あ るいは交互接種の有効性、さらには安全性、こうしたことについて、 国民の皆さん1人1人に丁寧にお知らせをしていきたいと思ってい ます。国民の皆様におかれましては、接種券が届いたならば、スピー ドを優先で3回目接種を受けていただきますようお願い申し上げた いと思っています。

首相官邸HP (https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0131kaiken.html)

令和4年2月7日 総理指示 (ワクチンの3回目接種について) ※下線は消防庁による。

総理指示

感染力の強いオミクロン株への対応にあたって、ワクチンの3 回目接種は、発症予防・重症化予防の要となるもの。

2月からは、一般高齢者の前倒し接種が本格化しており、国・自 治体・企業挙げて、2月のできるだけ早期に1日100万回までペー スアップすることを目指して、取組みを強化してまいりたい。

厚生労働大臣、堀内ワクチン接種推進担当大臣を中心に、各大臣、 連携の下、全力で当たっていただきたい。

特に、総務大臣におかれては、自治体に計画的に配布したワクチンをフル活用して、最大限の前倒しが進むよう、2回目接種から6か月を経過した方々への接種券の配布促進、接種会場の増設など、各自治体に対し、国・自治体・企業挙げての100万回目標への協力を要請いただきたい。そして、現場の声を丁寧に伺い、必要な後押しをお願いしたい。

今月半ばには、職域での接種も開始する。経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣などにおかれては、所管業界の企業に対し、積極的に活用いただくよう働きかけていただきたい。

自治体に配布したワクチンなども活用して、地域におけるエッ

センシャルワーカーに対する接種も進める必要がある。

特に、保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、文部 科学大臣、厚生労働大臣におかれては、都道府県や市町村に対して、 教職員、保育士などに対する積極的な接種促進を働きかけていただ きたい。また、<u>国家公安委員長、総務大臣におかれては、警察官、消</u> 防職員への接種を進めていただくようお願いする。

国としても、防衛大臣の下で、自衛隊の大規模接種会場における接種回数を昨年並みまで引き上げて自治体の取組みを支援するとともに、職域接種の単価引上げなど、接種促進のための環境整備を進めてまいりたい。また、国家公務員についても、治安・災害等に当たる職員から順次、接種を進めていただきたい。

接種の準備や実際の接種が適切に進んでいるのか、タイムリーに把握できるようにすることも重要。厚生労働大臣、堀内大臣におかれては、関係省庁との調整に当たるとともに、接種券の配布状況の把握、VRS(ワクチン接種記録システム)への早期入力の要請、職域接種の実績把握などにも取り組んでいただきたい。

岸田政権として、明確な目標を掲げ、政府一丸となって、一日も早く希望する方々への接種を進めてまいりたい。関係閣僚の一層の取組みをお願いしたい。

首相官邸HP (https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220207_siji.html)

事務連絡

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 關防軍民保護・防災部地域防災室 消防庁国民保護・防災部広域応援室

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種 対象者について(周知)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(案)」(令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)資料)において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、今般、厚生労働省健康局健康課長より、全国の都道府県衛生主管部(局)長あて「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知)(別添参照。以下「1月8日付け厚生労働省通知」という。)が発出され、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方等が示されるとともに、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるよう依頼がなされました。

この1月8日付け厚生労働省通知においては、医療従事者等は業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うこと等の観点から、ワクチンの早期接種を行うこととされており、その具体的な範囲が別添1「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方」の別紙「医療従事者等の範囲」に示されているところですが、このうち、別紙2(3)「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲は、厚生労働省との協議により、下記のとおり整理いたしました。

つきましては、貴部(局)においては、このことについて十分に御留意の上、貴都 道府県の衛生主管部(局)等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくと ともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知されますようお願いします。

記

- ○「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的な範囲 新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者(注)を含む。)の搬送に携わる、
 - ①救急隊員
 - ②救急隊員と連携して出動する警防要員
 - ③都道府県航空消防隊員
 - ④消防非常備町村の役場の職員
 - ⑤消防団員(主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員 を想定)

注:疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。

以上

【問合せ先】

②・④について	消防・救急課	阿部	永峯		TEL	03-5253-7522	(直通)
①について	救急企画室	小塩	増田		TEL	03-5253-7529	(直通)
⑤について	地域防災室	葛城	鈴木	伊藤	TEL	03-5253-7561	(直通)
③ について	広域応援室	中道	長尾		TEL	03-5253-7527	(直通)

消防職員への3回目接種の2月末までの概ねの終了見込みを把握するため、消防本部(全724本部)に対して、緊急全国調査を実施。

時点	終了する見込み	終了しない見込み
1月20日	668本部(92.3%)	56本部(7.7%)
1月25日	7 1 2 本部(9 8.3%)	12本部(1.7%)
1月31日	717本部(99.0%)	7本部(1.0%)